

八王子市議会委員会条例の一部を改正する条例設定について

八王子市議会委員会条例（昭和43年八王子市条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 常任委員会の名称、委員定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 総務企画委員会 10人</p> <p>都市戦略部、総合経営部、行財政改革部、市民活動推進部、総務部、財務部、税務部、生活安全部、市民部、会計部、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び議会事務局に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</p>	<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 常任委員会の名称、委員定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 総務企画委員会 10人</p> <p>都市戦略部、総合経営部、行財政改革部、市民活動推進部、総務部、財務部、税務部、生活安全部、市民部、会計課、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び議会事務局に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</p>

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。